

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第252回 中国、政策・法規の公平競争審査制度を確立

2024年6月6日、中国国務院は『公平競争審査条例』（以下、本条例という）を公布した。本条例は、経済分野の法律・法規・政策（以下、政策という）を策定する各級・地域立法部門が自ら行う公平競争審査制度と、その規則の確立を目的としている。この公平競争審査には、外資系企業を公平に扱うことなど、日系企業にとっても参考価値の高い課題が含まれるため、その重要ポイントを以下に解説する。

◇日系企業が不公平競争に直面した事例

医療機器製造に携わる現地日系企業A社は、中国政府の各種調達プロジェクト上で、不公平な競争状態に頻繁に直面してきた。数年前、某地方政府発表の政府調達公告に、入札製品は中国国産品に限ると直接明記され、この「国産」というワードには外資企業が生産する製品は含まないという解釈が主流を占めていたため、A社は入札にほぼ参画できない状況に置かれた。

2020年に『外商投資法』が実施され、外資企業の政府調達参画について、法に沿った公平競争を国が保障するとし、政府調達において、中国国内の外資企業が生産提供する製品やサービスを、法に依拠して平等に扱うべきことが明確に規定された。それ以降、あからさまに外資企業を資格条件から除外する状況は減ったものの、水面下では相変わらず評定時に外資企業を排除する傾向がある。

◇本条例の重要ポイント

1、公平競争審査制度により、立法部門が政策文書起草段階から本条例に従って公平競争審査を進めることが必要となった。また、政策が審査を経ていなかったり、審査を経た時点で本条例に反していたりするなら、これを公布できない。

2、公平競争審査は以下の方法で実施される。

- (1) 特定の部門が出す政策は、当該部門が自ら審査する。
- (2) 複数の部門が出す政策は、主導制定部門が審査する。
- (3) 県級以上政府が出す、又は当該級人民代表大会とその常務委員会が審議予定の政策は、当該級政府市場監督管理部門が起草部門と共同で審査する。
- (4) 地域や部門を跨いだ公平競争審査メカニズムは、現時点では明確化されていない。

3、本条例は、公平競争審査を進める過程で、特に経営者や業界協会・商会など利害関係者の意見を聴取するよう規定した。

4、政策上の禁止内容は主に以下の通りである。

市場の参入・撤退を制限する以下の内容を含んではならない。

- (1) 市場参入ネガティブリスト以外の業界、分野、業種などに対する違法な審査認可手続の設定。
- (2) フランチャイズ経営権の違法な設定又は付与。

- (3) 特定経営者が提供する商品・サービスの経営、購入又は使用の限定。
- (4) 不合理又は差別的な参入・撤退条件の設定。

商品の自由な流動を制限する以下の内容を含んではならない。

- (1) 地方又は輸入商品の現地市場への参入制限、又は現地経営者の移転や商品輸出の妨害。
- (2) 地方経営者の現地投資経営や分支機構設立を排斥、制限、強制する。
- (3) 地方経営者の地元での政府調達、入札募集・入札への参加を排斥、制限する。
- (4) 地方又は輸入商品に対する差別的な料金項目、料金基準、価格又は補助金の設定。
- (5) 資質基準、監督管理法執行などにおける、地方経営者に対する現地投資経営上の差別的な要求設定。

法的根拠がない、又は国务院の承認を得ていない場合、生産経営コストに影響を与える以下の内容を含んではならない。

- (1) 特定経営者への税優遇。
- (2) 特定経営者への選択的、差別化された財政奨励金又は補助金。
- (3) 特定経営者の特別待遇、行政事業性課金、政府性基金、社会保険料などの優遇。

生産経営活動に影響を与える以下の内容を含んではならない。

- (1) 経営者の独占行為強制、若しくは経営者が実施する独占行為に対する便宜条件の提供。
- (2) 法定権限を越えた政府指導価格、政府定価の制定、特定経営者への優遇価格提供。
- (3) 市場調整価格を実行する商品や要素の価格水準への違法な介入。

5、禁止の例外として、以下いずれかの状況に該当し、且つ公平競争への影響がより小さい代替手段がなく、合理的期間や終了条件を確定して実施できる場合は、競争排除・制限の可能性のある政策を導入することができる。

- (1) 国家の安全と発展利益の保護。
- (2) 科学技術の進歩促進、国家の自主革新力強化。
- (3) 省エネ、環境保護、災害救援など社会公共利益の実現。

6、本条例規定に違反する政策措置に対し、あらゆる企業・個人に、市場監督管理部門への通報という救済ルートが設けられている。

◇日系企業へのアドバイス

本条例が施行される8月1日以降、当該制度運用が行き渡るなら、日系企業には政策制定の一環に参加する一層多くのルートやチャンスが開かれ、各企業が様々なアプローチを活用して、より幅広い公平競争条件を勝ち取ることも期待できる。

《中国経済》

カナダ、中国製EVに追加関税検討＝過剰生産に懸念、労働者保護

【ニューヨーク時事】カナダ政府は24日、中国製の電気自動車（EV）に追加関税を課すことを検討していると発表した。巨額の補助金拠出で過剰生産を助長する中国政府の不透明な慣行から労働者やサプライチェーン（供給網）を保護するのが狙い。